

山梨県立図書館の個人情報の保護に関する要綱
(○年○月○日制定)

(目的)

第1条 この要綱は、山梨県個人情報保護条例（平成17年山梨県条例第15号。以下「条例」という。）第51条の規定に基づき、指定管理者である○○（以下「指定管理者」という。）が山梨県立図書館（以下「施設」という。）の管理を通じて取り扱う個人情報の保護に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報保護法 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (2) 番号利用法 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）
- (3) 政令 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）
- (4) 個人情報 個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - ① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第7条において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（個人情報保護法第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。次号において同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
 - ② 個人識別符号が含まれるもの
- (5) 要配慮個人情報 個人情報保護法第2条第3項に規定する要配慮個人情報
- (6) 特定個人情報 番号利用法第2条第8項に規定する特定個人情報
- (7) 保有個人情報 指定管理者の職員又は役員（以下「役職員」という。）が業務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該役職員が組織的に利用するものとして、指定管理者が保有しているもの（ただし、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されたものに記録されているものを除く。）
- (8) 保有特定個人情報 指定管理者の職員が業務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該指定管理者の職員が組織的に利用するものとして、当該指定管理者が保有しているもの
- (9) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるもの
 - ① 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - ② 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系

的に構成したもの

(10) 保有個人データ 個人情報ファイルを構成する保有個人情報であって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は1年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のもの

(11) 本人 個人情報によって識別される特定の個人

(基本的な考え方)

第3条 指定管理者及びその役職員は、個人情報保護法及び番号利用法の規定を遵守するとともに、条例第8条及び第9条の規定並びにこの要綱に基づき、施設の管理を通じて取り扱う個人情報の保護を行わなければならない。

2 指定管理者は、この要綱を施行するに当たり、条例の目的にのっとり適切な運用を行うものとする。

(利用目的の特定)

第4条 指定管理者は、個人情報を保有するに当たっては、施設の管理に係る業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 指定管理者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第5条 指定管理者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報（特定個人情報を除く。）を取り扱ってはならない。

(1) 法令の規定に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国若しくは地方公共団体又はその委託（再委託を含む。以下同じ。）を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 指定管理者は、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、特定個人情報を取り扱ってはならない。

3 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 番号利用法第9条第4項の規定に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

(取得の制限)

第6条 指定管理者は、個人情報を取得するときは、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

2 指定管理者は、要配慮個人情報を取得してはならない。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれか（特定個人情報にあつては、第1号）に該当するときは、要配慮個人情報を取得することができる。

- (1) 法令の規定に基づく場合
- (2) 教育委員会の承認を得た上で、利用目的を達成するため必要があると指定管理者が認めるとき。

4 指定管理者は、個人情報を取得するときは、本人から取得しなければならない。ただし、次の各号のいずれか（特定個人情報にあっては、第3号）に該当すると指定管理者が認めるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 出版、報道等により公にされているとき。
- (3) 法令の規定に基づくとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産の保護のため緊急に必要があるとき。
- (5) 教育委員会から保有個人情報の提供を受けるとき。
- (6) 教育委員会以外の県の機関、国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）から取得する場合において施設の管理に係る業務の遂行に必要な限度で取得することについて、相当な理由があるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会の承認を得た上で、本人から取得することにより利用目的の達成に支障が生じるおそれがあるとき。

（取得に際しての利用目的の通知等）

第7条 指定管理者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 指定管理者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより指定管理者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

（正確性の確保）

第8条 指定管理者は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報を正確かつ最新の

内容に保つよう努めなければならない。

(責任体制の明確化)

第9条 指定管理者は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、管理責任者を設置するなど責任体制を整備するものとする。

(役職員に対する教育及び研修の実施)

第10条 指定管理者は、施設の管理を行う役職員に対し、次の各号に掲げる事項を説明するほか、この要綱に基づく個人情報の取扱いの実施に必要な教育及び研修を行うものとする。

- (1) 在職中及び退職後においても施設の管理の業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。
- (2) 施設の管理の業務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したとき、又はその業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、若しくは盗用したときは、条例第68条又は第69条の罰則により処罰されることがあること。

(保有個人情報の適切な管理)

第11条 指定管理者は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

- (1) 個人情報を取り扱うことができる機器等は、指定管理者の管理に属するものに限定するものとし、施設の管理を行う役職員が私的に使用する機器等指定管理者の管理に属さないものを利用して個人情報を取り扱わないこと。
- (2) 保有個人情報は、紙媒体、電磁的記録を問わず、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管する等、適切に管理すること。
- (3) 保有個人情報は、正当な理由がある場合を除き、これを施設から持ち出さないこと。
- (4) 保有個人情報を施設から持ち出すときは、当該情報が記録された資料等の運搬に従事する者に対し、運搬中は当該資料等から離れないよう指示すること（電磁的記録の資料にあつては、データの暗号化処理等の保護措置を講じること）。
- (5) 保有個人情報のうち不要となったものを消去し、又は廃棄する場合においては、当該情報が判読できないよう必要な措置を確実に講ずること。

(特定個人情報の取扱い)

第11条の2 特定個人情報の取扱いにあつては、この要領に定めのあるもののほか、指定管理者が別に定めるものとする。

(委託)

第12条 指定管理者は、保有個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

2 指定管理者は、前項の場合において、その取扱いを委託された保有個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(従業者の監督)

第13条 指定管理者は、その従業者に保有個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該保有個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わな

ければならない。

(第三者提供の制限)

第14条 指定管理者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。次項において同じ。）を第三者に提供してはならない。

(1) 法令の規定に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 指定管理者は、個人情報保護法第23条第2項の規定に定める方法により、保有個人情報を提供しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

3 指定管理者は、番号利用法第19条各号に掲げる場合を除き、保有特定個人情報を第三者に提供してはならない。

(オンライン結合による保有個人情報の提供の制限)

第15条 指定管理者は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときを除き、施設の管理を行う役職員以外の者に対してオンライン結合（施設の管理を行う役職員の使用に係る電子計算機と施設の管理を行う役職員以外の者の使用に係る電子計算機その他の機器とを電気通信回線で接続し、指定管理者の保有個人情報を施設の管理を行う役職員以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。次項及び第4項において同じ。）による保有個人情報（保有特定個人情報を除く。次項において同じ。）の提供をしてはならない。

2 指定管理者は、オンライン結合による保有個人情報の提供を開始しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

3 前項の規定は、同項の提供の内容を変更しようとするときについて準用する。

4 指定管理者は、法令の規定又は指定管理者が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国若しくは地方公共団体の指示等に基づくときを除き、指定管理者以外の者に対してオンライン結合による保有特定個人情報の提供をしてはならない。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第16条 指定管理者は、保有個人情報を施設の管理を行う役職員及び教育委員会以外の者に提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(保有個人データに関する事項等の公表等)

第17条 指定管理者は、個人情報保護法第27条第1項の規定により保有個人データに関する事項を本人の知り得る状態に置くときは、指定管理者が保有する他の保有個人データと区分して、保有個人データ又は保有個人情報に関し、次に掲げる事項について、本人の

知り得る状態に置かなければならない。

- (1) 指定管理者の名称及び施設の名称
- (2) すべての保有個人データの利用目的(第7条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。)
- (3) 第5項の利用目的の通知、次条第1項の開示、第19条第1項の訂正等又は第20条第1項若しくは第2項の利用停止等(以下「開示等」という。)の求めの申出先
- (4) 開示等の求めに際して提出すべき書面の様式その他の開示等の求めの方式
- (5) 第5項の利用目的の通知及び次条第1項の開示の手数料の額及び徴収方法
- (6) 開示等の求めをする者が本人又は代理人であることの確認方法
- (7) 指定管理者における個人情報の取扱いに関する苦情の申出先及び施設を所管する山梨県の部署の連絡先

2 前項第4号の提出すべき書面の様式その他の開示等の求めの方式は、山梨県の保有する保有個人情報の開示等の方法を標準として指定管理者が定めるものとする。

3 第1項第5号の手数料の額は、実費を原則とし、指定管理者が定めるものとする。

4 指定管理者は、第1項各号の事項を本人の知り得る状態に置こうとするときは、当該事項の内容及び本人の知り得る状態に置く方法について、あらかじめ教育委員会に報告しなければならない。

5 指定管理者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 第1項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
- (2) 第7条第4項第1号から第3号までに該当する場合

6 指定管理者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開示)

第18条 指定管理者は、本人から、当該本人が識別される保有個人情報の開示(当該本人が識別される保有個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を求められたときは、本人に対し、前条により本人の知り得る状態にした方法により、遅滞なく、当該保有個人情報を開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 指定管理者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

2 指定管理者は、前項の規定に基づき求められた保有個人情報の全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

3 他の法令の規定により、本人に対し第1項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人情報の全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人情報については、同項の規定は、適用しない。

(訂正等)

第19条 指定管理者は、本人から、当該本人が識別される保有個人情報の内容が事実でないという理由によって当該保有個人情報の内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人情報の内容の訂正等を行わなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定に基づき求められた保有個人情報の内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

（利用停止等）

第20条 指定管理者は、本人から、当該本人が識別される保有個人情報が第5条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第6条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人情報の利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人情報の利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 指定管理者は、本人から、当該本人が識別される保有個人情報が第14条第1項及び第3項並びに第15条第1項及び第4項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人情報の第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人情報の第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人情報の第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 指定管理者は、第1項ただし書又は前項ただし書の代わるべき措置をとろうとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

4 指定管理者は、第1項の規定に基づき求められた保有個人情報の全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第2項の規定に基づき求められた保有個人情報の全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（理由の説明）

第21条 指定管理者は、第17条第6項、第18条第2項、第19条第2項又は前条第4項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明しなければならない。

（開示等の求めに応じる手續）

第22条 指定管理者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人情報を特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、指定管理者は、

本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人情報の特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

2 開示等の求めは、次の各号の代理人によってすることができる。

- (1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
- (2) 開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人

(苦情の処理)

第23条 指定管理者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 指定管理者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備をしなければならない。

(調査等)

第24条 教育委員会は、指定管理者による個人情報の取扱い状況を調査するため必要があると認めるときは、実地に調査し、又は指定管理者に対して説明若しくは報告をさせることができる。

(指示)

第25条 教育委員会は、指定管理者による個人情報の取扱いが不相当であると認めるときは、指定管理者に対して必要な指示を行うことができる。

(事件等の報告)

第26条 指定管理者は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損に係る事件又は事故（以下「事件等」という。）が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、その事件等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちにその旨を教育委員会に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事件等に係る個人情報の項目・内容・数量、当該事件等の発生場所、発生状況等を詳細に記載した報告書及び今後の対処方針を記した文書を提出し、教育委員会の指示に従うものとする。

2 指定管理者は、事件等が発生したときは、教育委員会が、県民に対し適切に説明するため、指定管理者の名称を含む当該事件等の概要の公表を必要に応じ行うことを受忍するものとする。

(施行の状況の報告)

第27条 指定管理者は、毎年1回、この要綱の施行の状況について教育委員会に報告しなければならない。

(要綱の改正)

第28条 指定管理者は、この要綱の規定を改正しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

(補則)

第29条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、指定管理者が別に定める。

附 則

1 この要綱は、〇年〇月〇日から施行する。

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に作成し、又は取得した個人情報について、適用する。

《留意点》

- 1 附則の2については、現にこの要綱の施行の日に公の施設の管理を行っている指定管理者には適用されないことに留意してください。
- 2 この要綱は、山梨県と指定管理者の間で締結する公法上の契約に係るものであり、個人情報の本人に対し個人情報の保護に関する法律又は山梨県個人情報保護条例と同様の開示、訂正及び利用停止の請求権を創設したものではないことに留意してください。